

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医 療 費 適 正 化 対 策 推 進 室

社会保険診療報酬支払基金等に提出可能な健診結果の閲覧用ファイルについて

厚生労働行政の推進について、日ごろより格段の御協力を賜り、御礼申し上げます。

40歳未満の者が受けた事業主健診の結果の情報（以下「事業主健診結果情報」という。）に関する閲覧用ファイルの社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会（以下「社会保険診療報酬支払基金等」という。）への提出方法及び仕様については、「「保険者から社会保険診療報酬支払基金等への40歳未満の事業者健診結果情報の報告のためのファイル仕様」のホームページへの掲載等について（周知）」（令和5年7月31日付け事務連絡）において、仕様の詳細をお示したところです。

また、「40歳未満の事業主健診結果情報に関する閲覧用ファイルの詳細な仕様及び提出に関する再周知等について」（令和6年1月24日付け事務連絡）において、事業主健診結果情報に関する閲覧用ファイルの仕様に追加を行ったことをお示したところです。

上記事務連絡において、提出可能な健診結果については、保険者の取得した40歳未満の者の事業主健診結果情報としていましたが、今般、保険者等からの要望を踏まえ、また、マイナポータルを通じて本人が自らの健診結果情報を閲覧することができる取組を推進する観点から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第六十九条第一項その他の法令に基づき、労働者及び被保険者等の健康の保持増進のため、事業者又は保険者が40歳未満の者に対して実施した任意の健診（以下「任意健診」という。）についても、当該任意健診の結果情報を保険者が取得した場合においては、社会保険診療報酬支払基金等へ提出可能な健診結果の対象とすることと整理しましたので、お知らせいたします。

なお、健診の種類に関わらず、社会保険診療報酬支払基金等に提出する閲覧用ファイルについては、上記事務連絡にある保険者から社会保険診療報酬支払基金等への40歳未満の事業者健診結果情報の報告のためのファイル仕様に基づき作成する必要があるので御留意ください。

つきましては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、関係団体等へ周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

【照会先】

保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室 川中・木下
(代表電話) 03-5253-1111
(直通電話) 03-3595-2164

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック・予防医療学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会